最終更新日：2017年7月3日
株式会社図研
代表取締役社長　金子　真人
問合せ先：常務取締役管理本部長　相馬　粛一　ＴＥＬ：045-942-1511
証券コード：6947
http://www.zuken.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、変化の激しい事業環境に迅速かつ機動的に対応し、適法かつ適正で健全性の高い企業活動を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
また、当社は、取締役会、各監査役及び監査役会を中心として、現行の経営規模、事業内容等に応じた適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】
当社は、機関投資家及び海外投資家の比率やこれらの投資家に対応するコストなども考慮し、現時点においては議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりません。今後につきましては、株主構成の推移なども踏まえ、適時適切に対応を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】
当社では、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、監査役会（監査役3名中独立性を有する社外監査役2名）が各取締役に行うヒアリングに社外取締役がオブザーバーとして出席する等により、独立性を有する役員間の情報交換・認識共有を図っております。

【補充原則4-8-2】
当社の独立社外取締役は現在2名であり、「筆頭独立社外取締役」の決定は行っておりませんが、監査役会が各取締役に対して行うヒアリングに社外取締役がオブザーバーとして出席する等情報の共有が図られており、経営陣や監査役会との連携体制は整備されております。

【補充原則4-10-1】
当社は、監査役会設置会社であり、独立社外取締役を2名選任しております。現状におきましては、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、取締役の指名・報酬などに関して独立社外取締役から適宜適切な関与・助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
当社は、発行会社との長期的・安定的な関係の構築・強化などにより、当社の中長期的な企業価値向上につなげることを目的として、株式を保有することがあります。このような政策保有株式については、リターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを踏まえつつ保有のねらい及び合理性を定期的に確認することとしております。
政策保有株式に係る議決権の行使については、中長期的な観点から、当社の利益に資すること及び発行会社の企業価値向上に資することを議決権行使の基準としております。

【原則1-7】
当社は、関連当事者間の取引について、社内規程により取締役会での決議を要するものと定めており、当該決議には、該当する役員を特別利害関係人として取締役会の当該決議の定足数から除外しております。また、当社は、役員に対して、関連当事者間取引の有無、内容を確認する調査を定期的に実施しております。

【原則3-1】
当社は、法令に基づく開示はもちろんのこと、主体的な情報発信が実効的なコーポレートガバナンスの実現において重要であると認識し、以下の事項に取り組んでおります。
⑴ 当社は、企業理念及び中期経営計画を当社ウェブサイトに掲載しております。
⑵ 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を本報告書及び有価証券報告書に記載しております。
⑶ 当社の取締役報酬は固定報酬と変動報酬の合計額からなっております（社外取締役は固定報酬のみ）。固定報酬については職位ごと取締役の報酬に関する規定に基づき、変動報酬については業績及び成果に基づき、代表取締役社長が決定しております。また、監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。
⑷ 当社は、役員候補の指名を行うに当たっては、適材適所の方針の下、ふさわしい知識・経験・能力、優れた人格識見を備えているか否かを確認するため、多面的な面談や調査等の手続をとっております。
⑸ 当社は、株主総会招集通知において、個々の役員の選任理由またはそれが株主に十分に伝わるように役員の略歴を記載しております。

【補充原則4-1-1】
当社は、取締役会規程、組織・業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程により経営陣に対する委任範囲を規定し、取締役会、代表取締役、取締役、事業部長、本部長、部長、室長に対して、命令、決定、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-8】
当社の独立社外取締役2名は、企業価値の向上のため、経営陣に助言等を行っており、その役割・責務を十分に果たしています。

【原則4-9】
当社は、社外役員の独立性につきまして、実質的に一般株主との利益相反が生じるおそれがあるか否かにより判断することを方針としておりま

す。この方針の下、当社は、社外取締役または社外監査役が次の基準に該当する場合には、独立性はないものと判断しております。
1．当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2．当社または当社の子会社の主要な取引先またはその業務執行者
3．当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1千万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4．過去5年間において上記1～3に該当していた者
5．上記1～3に該当する者（重要な役職者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
6．当社または当社の子会社の取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）もしくは重要な従業員である者の配偶者または二親等以内の親族
7．過去1年間において上記5または6に該当していた者
注．上記1の「主要な取引先」とは「直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5％以上の支払を当社または当社の子会社に対して行った者」をいい、また、上記2の「主要な取引先」とは「直近事業年度における当社の年間連結売上高の5％以上の支払を当社または当社の子会社が行った者」をいいます。

【補充原則4-11-1】
当社は、適材適所の観点から、営業、技術、経営管理、海外業務などの各分野の深い知識・豊富な経験・高い能力を有し、かつ優れた人格識見を備えた人材をバランス良く取締役として選任することとしております。また、新任取締役選任の際には、多面的な面談を実施した上で当社の企業価値の向上に貢献する候補者であることを慎重に判断しております。

【補充原則4-11-2】
当社は、役員の兼任状況を株主総会の招集通知や本報告書で開示しております。なお、当社における役員（社外役員を含む）の会議への出席率は極めて高く、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に振り向けられていると考えております。

【補充原則4-11-3】
当社の各取締役は、監査役会におけるヒアリングなどを通してそれぞれの自己評価を行っており、これらに基づき取締役会全体の実効性についても分析・評価を行っております。
現状としましては、当社の取締役会の実効性は十分に保たれていると考えております。

【補充原則4-14-2】
当社は、深い知識・豊富な経験・高い能力を有し、かつ優れた人格識見を備えた人材を役員に選任することとしており、選任後も役員自身における研鑽を原則としておりますが、法務や財務などの最新の動向については、役員向けの社内研修会や外部セミナーを通じて知識を深めております。

【原則5-1】
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の方針を定めております。
株主との対話全般につきましては、代表取締役副社長が統括することとし、この指揮の下、常務取締役管理本部長を中心に関連部門である総務（法務を含む）、財務、コーポレートマーケティング部門が有機的に連携し、IR活動の充実を図っております。また、株主の建設的な意見等につきましては、適宜役員に報告することとしております。
なお、株主との対話の際には、株主間の公平性に留意しつつ、インサイダー情報を法令及び社内規程に従い慎重に管理することとしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
金子　真人	4,500,731	19.34
金子真人ホールディングス株式会社	3,240,091	13.92
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	1,205,414	5.18
日本生命保険相互会社	723,205	3.10
和田　扶佐夫	690,700	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	635,200	2.73
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	609,300	2.61
金子　みね子	580,352	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	495,200	2.12
JP MORGAN CHASE BANK 380634	361,200	1.55

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．野村證券株式会社及びその共同保有者から平成29年1月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）及び同報告書に係る訂正報告書により、平成28年12月30日現在で合計1,110千株（株券等保有割合4.77%）の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、

当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2．カバウター・マネージメント・エルエルシーから平成28年7月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成28年7月13日現在で合計1,168千株（株券等保有割合5.02%）の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、カバウター・マネージメント・エルエルシーから平成29年6月5日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成29年5月30日現在で合計1,401千株（株券等保有割合6.02%）の株式を保有している旨の報告を受けております。

3．エフエムアール エルエルシーから平成29年4月21日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成29年4月14日現在で合計1,179千株（株券等保有割合5.07%）の株式を保有している旨の報告を受けております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社1社を有しておりますが、経営に関しましては、当該子会社の自主自律性を尊重しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野　高志	公認会計士								△			
荒井　洋一	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野　高志	○	佐野公認会計士事務所　公認会計士 アンリツ株式会社　社外取締役 ＜社外役員の属性情報＞ 当該社外取締役は、過去（10年前）に、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の代表社員でありました。当社は同監査法人に対して、監査報酬として年間39百万円（平成29年3月期実績）を支払いました。	当該社外取締役は、会社経営者としての経験と、公認会計士として長年培われた専門的な知識・経験に基づき、客観的中立的な立場から経営監視機能を果たしております。また、同取締役は、過去に有限責任 あずさ監査法人の代表社員でありましたが、当社の監査に関与したことはなく、同監査法人を平成19年に退職していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないためです。

荒井　洋一	○	荒井総合法律事務所所長 リョービ株式会社　社外監査役	当該社外取締役は、弁護士として長年培われた専門的な知識・経験に基づき、取締役会において質問、意見を適宜行っており、客観的中立的な立場から経営監視機能を果たしております。 また、当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
　当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。会計監査人の監査結果は、監査役会において、会計監査人より報告、説明され、リスク状況や今後の課題等について検討、質疑応答がなされるほか、随時、意見交換、討議を実施するなど、相互に連携を図りつつ、適正な監査の実施に努めております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
　当社は、内部監査部門として社長直属の監査室を設置しております。内部監査の結果は監査役に報告、説明されるほか、随時、意見交換、討議を実施するなど、相互に連携を図りつつ、適正な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾崎　靖	他の会社の出身者										△			
半田　高史	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎　靖	○	新宿エヌ･エスビル株式会社代表取締役社長 岩崎通信機株式会社　社外監査役 ＜社外役員の属性情報＞ 当該社外監査役は、過去（7年前）に、当社の取引先である日本生命保険相互会社の常務執行役員でありました。当社は、日本生命保険相互会社との間において、保険およびその関連事務の委託があります。なお、これらの取引額は、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。	当該社外監査役は、生命保険会社において海外業務や法務･コンプライアンス業務に携わってきた経験･知見に基づき、客観的中立的な立場から経営監視機能を果たすことができ、また、当該生命保険会社は当社の主要な取引先ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないためです。
半田　高史	○	公認会計士 Mazars WB 監査法人　法人代表 ＜社外役員の属性情報＞ 当該社外監査役は、過去（12年前）に、アーサー･アンダーセン会計事務所（現 有限責任 あずさ監査法人）におけるシニアマネージャーでありました。当社は同監査法人に対して、監査報酬として年間39百万円（平成29年3月期実績）を支払いました。	当該社外監査役は、公認会計士として長年培われた専門的な知識･経験に基づき、客観的中立的な立場から経営監視機能を果たすことができます。また、同監査役は、過去にアーサー･アンダーセン会計事務所（現 有限責任 あずさ監査法人）に勤務していましたが、当社の監査に関与したことはなく、同監査法人を平成17年に退職していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

固定報酬に加え、業績連動型の変動報酬をインセンティブとして設定しております。なお、変動報酬の総額は前事業年度の連結経常利益の2％以内の額（上限50百万円）であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期における取締役および監査役に対する報酬は、次のとおりであります。
　取締役（9名）：196百万円
　監査役（4名）： 17百万円

注1．上記のほか、使用人兼務取締役に対し使用人分給与相当額16百万円を支給しております。
注2．取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第38回定時株主総会において、固定枠として年額320百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、また使用人分給与は含まない。）、変動枠として前事業年度の連結経常利益の2％以内の額（上限50百万円）を設定し、固定枠と変動枠の合計額（ただし、社外取締役に対する報酬は固定報酬のみ）とすることで決議いただいております。なお、上記支給額には、第41期に係る変動枠報酬の支給予定額（取締役6名に対し総額31百万円）が含まれております。
注3．監査役の報酬限度額は、平成2年1月30日開催の第13回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社におきましては、取締役の報酬は固定報酬と変動報酬の合計額からなっております。固定報酬については職位ごと取締役の報酬に関する規定に基づき、変動報酬については業績及び成果に基づき、代表取締役社長が決定しております。また、監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

なお、平成26年6月27日開催の第38回定時株主総会で決議された取締役の報酬限度額及び平成2年1月30日開催の第13回定時株主総会において決議された監査役の報酬限度額は、下記のとおりであります。

・取締役の報酬限度額は、固定枠として年額320百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、また使用人分給与は含まない。）、変動枠として前事業年度の連結経常利益の2％以内の額（上限50百万円）を設定し、固定枠と変動枠の合計額とする。ただし、社外取締役に対する報酬は固定報酬のみとする。

・監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内とする。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役については総務部門に設置される監査役会事務局において、情報・資料の授受、事務連絡等の補助を行っております。また、必要に応じて取締役会、監査役会の報告事項、議案につき、資料の事前配布、内容の事前説明を適宜実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会、各監査役および監査役会を中心に、会計監査人および内部監査部門との連携の下、効率的かつ公正な業務執行と厳格な監査・監督の実施に努めております。

取締役会は、経営の基本方針や重要事項、法令・定款に定める事項について審議、決定し、機動的な意思決定と厳格な経営監督の実現を図っております。また、業務執行に関する責任と権限については、組織・業務分掌および職務権限に関する社内規程により明確にし、事業の進捗状況や業績内容については、取締役会その他の会議体において、担当取締役、各部門長が定期的に報告し、検討・討議されるなど、組織的かつ効率的な事業体制を構築しております。

各監査役および監査役会は、取締役の業務執行および当社グループの業務全般への監査を行っております。監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、重要な会議への出席、当社グループの経営・業務全般への調査、ヒアリング等を通じて厳正な監査を実施しております。

内部監査部門である監査室は、監査計画書に定める監査方針に基づき、会計、業務等に対する内部監査を定期的に実施しております。

また、当社は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人より、独立した立場からの公正な会計監査を受けております。当社の第41期（平成29年3月期）の会計監査業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員・業務執行社員）は野島透、川口靖仁であり、同監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他6名であります。

監査役の機能強化に係る取り組み状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役の選任状況」の記載をご参照下さい。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、各監査役及び監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制の下、取締役会では業務執行に対して社外取締役又は社外監査役による社外の立場からの監督又は監視がなされ、また、監査役会では各取締役から業務執行についての報告を受け、質疑応答を行っていることや監査役及び監査役会が会計監査人や内部監査部門と相互に連携を図っていることから監査機能が強化されています。このように客観的中立的な立場から経営を監督又は監視することが十分にできるため、現状の体制となっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月29日開催の第41回定時株主総会につきましては、平成29年6月9日に招集通知を発送いたしました。
その他	招集通知につきましては、平成29年6月8日に当社ホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中期経営計画に関する説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報、有価証券報告書、ビジネスレポート、プレスリリースなどを掲載しております。ホームページのURLは、http//www.zuken.co.jp/ir/であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートマーケティング室を設置しており、財務部門、総務部門との連携の下、IR業務を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、ソフトウェアとサービスの提供を中心としたソリューションビジネスを主な事業としており、危険・有害物質等の取扱いや排出はありませんが、廃棄物の分別・適正処理とリサイクル化の促進、節電、冷暖房温度の調整等の省エネ化対策の実施など、環境保全活動に努めております。
その他	当社の事業活動や活動状況をステークスホルダーの皆さまによりよくご理解いただくため、半期ごとにビジネスレポートを作成し、株主の皆さまや関係者・希望者へ配布するとともに、広くご覧いただけるよう当社ホームページに常時掲載しております。また海外の投資家やお客さまに向け、英文の決算短信を作成しており、関係者・希望者へ配布するとともに、こちらも当社ホームページに常時掲載しております。 当社の役員は全て男性でありますが、男女を問わず、高い能力と優れた人格識見を備えた人材を積極的に登用してまいりたいと考えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「健全で活気と品格にあふれる企業文化の確立」を企業理念としております。「健全」とは「洗練された高度な技術の保持と、良い財務体質の堅持」を、「活気」とは「未来を切り拓く若さと、そこから溢れ出るチャレンジマインド」を、そして「品格」とは「企業として、また企業人、社会人としての良識と品行」をいい、これをすべての活動の規範としております。当社は、かかる企業理念とコーポレート・ガバナンスに関する基本方針の下、内部統制システムの整備を推進してまいります。

内部統制システムの整備状況は次のとおりであります。

1．各種規程・ガイドラインの制定・配布、社内教育・研修の実施、内部監査の定期的な実施などコンプライアンス体制の整備。
2．社内規程・ガイドラインに基づく職務執行に関する文書・情報の適切な保存、管理。
3．リスクの評価・見直しの適宜実施、各種規程・ガイドラインの制定・配布、社内教育・研修の実施などリスク管理体制の整備。
4．取締役会における機動的な意思決定、社内規程に基づく業務執行責任・権限の明確化、事業の進捗状況・業績内容の定期的な報告・検討など効率的な業務執行の確保。
5．関係会社管理規程の制定、各社の経営規模・事業内容等に応じた適切な内部統制システムの協同整備など当社グループ全体における内部統制システムの整備。
6．監査役会事務局の設置による監査役の職務の補助、当社グループの役職員から監査役への報告体制の整備、代表取締役との定期的な意見交換、会計監査人、内部監査部門との連携など監査環境の整備。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくことを基本方針としております。

かかる方針の下、総務部門を対応統括部署として、警察等の外部の専門機関とも緊密な連携関係を構築しつつ、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めるほか、対応マニュアルの整備など、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

今後も、コーポレート･ガバナンスの一層の充実に向けて、運営･運用面における活性化と機能の強化その他経営管理体制の充実に努めてまいります。

[適時開示体制の概要]

当社では、金融商品取引法その他関係諸法令および証券取引所の定める適時開示規則等の諸規則に則り、情報取扱責任者である常務取締役の統括の下、総務部門、コーポレートマーケティング部門、財務部門を主管部門として、適時適切な会社情報の開示を実施しております。

具体的には、会社情報の内容に応じて、次のような体制の下で会社情報を開示しております。

1．決定事実に関する情報

重要な決定事項については、定時または臨時に開催される取締役会において決定されます。決定された重要事項の開示の要否については、情報取扱責任者の統括の下、総務部門において検討されます。開示が必要な場合、取締役会における決定後、遅滞なく開示されます。

2．発生事実に関する情報、子会社に係る情報

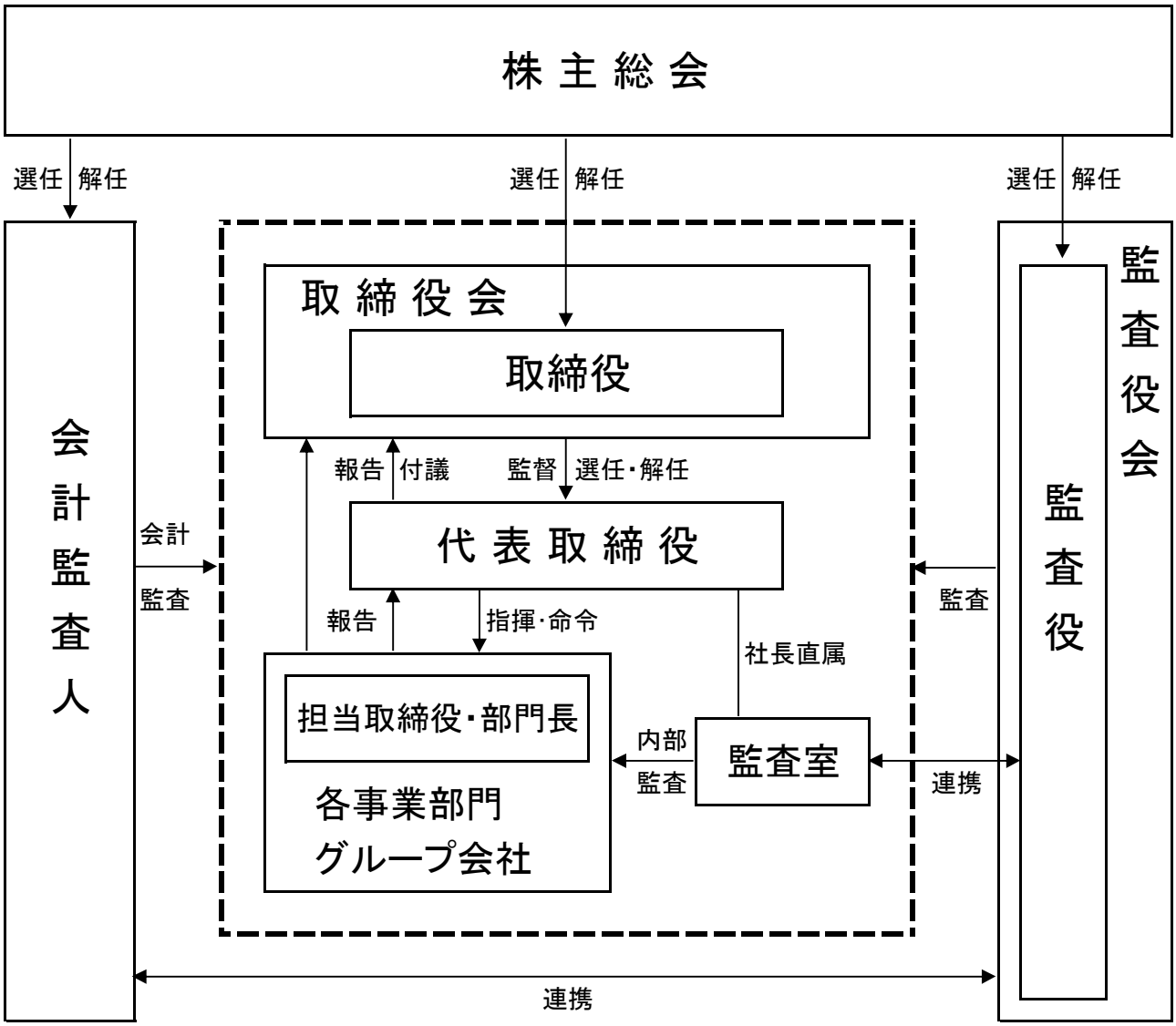
重要事実が発生した場合、当該事実の発生を認識した各事業部門、グループ各社から速やかに総務部門に情報が集約され、情報取扱責任者に報告されます。また、子会社に関する決定事実、発生事実、決算に関する情報等についても、同様に集約、報告されます。当該情報の開示の要否については、情報取扱責任者の統括の下、総務部門において検討されます。開示が必要な場合、代表取締役社長へ報告後、遅滞なく開示されます。

3．決算に関する情報

各事業年度の決算に関する情報については、財務部門において売上高、利益等の数値が集計され、会計監査人の監査を受けた後、取締役会において承認されます。承認された決算に関する情報は、情報取扱責任者の統括の下、遅滞なく開示されます。各四半期の決算情報については、財務部門が作成し、決算の状況について取締役会への報告を経て、開示が行われます。

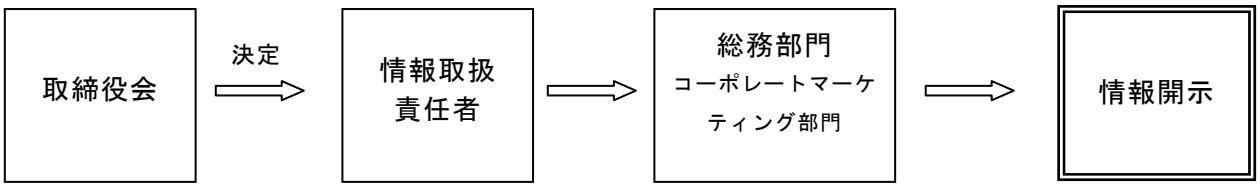
また、決算に関する情報のうち、業績予想の修正等に関する情報については、その開示の要否につき、情報取扱責任者の統括の下、財務部門において検討されます。開示が必要な場合、代表取締役社長へ報告後、遅滞なく開示されます。

コーポレート・ガバナンス体制図

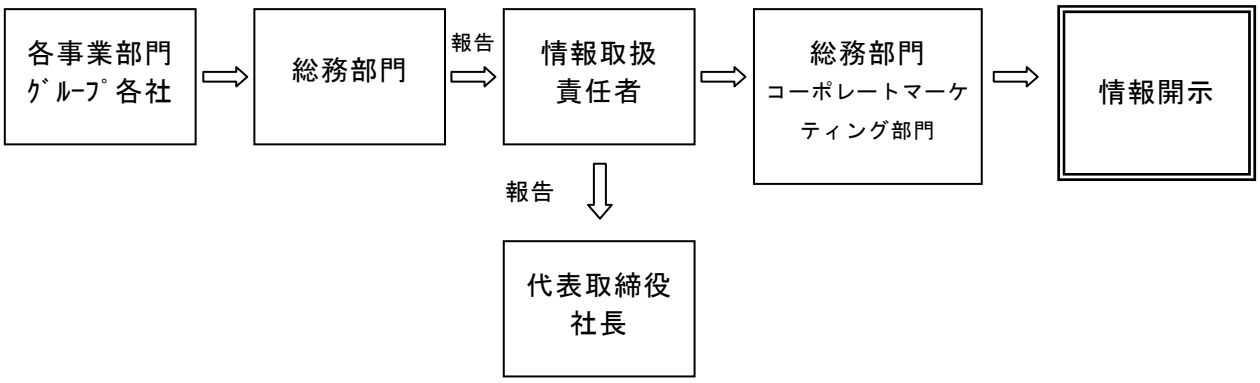


適時開示体制図

１．決定事実に関する情報



２．発生事実に関する情報、子会社に係る情報



３．決算に関する情報

